地区計画とまちづくり（地区計画制度のあらまし）

地区計画制度は、身の回りの快適性・安全性やまちの美しさの創造など、多様化するまちづくりのニーズに応えて創設されたまちづくり制度です。

この制度の特徴は、将来のまちの青写真（計画内容）をつくり、個々の建築・開発行為時に、その内容に適合させていくことにより、住みよいまちが徐々に実現していくことにあります。

地区計画の仕組み

地区計画は、①地区計画の方針と②地区整備計画からなります。

①地区計画の方針では、地区の将来想像が分かるよう、その地区の整備の目標及び方針を定めます。②地区整備計画では、その地区の整備方法を具体的に定めます。①を実現できるように、建築物に関する制限などを詳しく定めます。

届出の必要な行為

地区計画が決定され、地区整備計画が定められた地区内で次の行為を行おうとするときは、所定の様式により、市長にその行為の内容について届け出る必要があります（都市計画法第５８条の２）。

●土地の区画形質の変更（切土、盛土及び道路、宅地の造成）
●建築物の建築（新築、増改築）又は工作物（垣、柵、塀など）の建設
●建築物等の用途の変更
●建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

届出の時期

●建築確認を必要としない行為……行為着手の３０日前までに届出
●建築確認を必要とする行為……建築確認申請前で、かつ行為着手の３０日前までに届出

届出・勧告

上記のような行為を行う場合は、事前に市長（都市計画課）に届け出ることが義務付けられています（都市計画法第５８条の２）。届け出た内容が、地区整備計画の内容に適合しない場合は、設計変更等の勧告を市長が行います。

あたご地区地区計画の内容

（１）地区計画の目標

本地区は、西武池袋線清瀬駅から北東に約３㎞、関越自動車道所沢ＩＣから南東に約 2㎞ に位置し、昭和４０年代前半に旧「住宅地造成事業に関する法律」に基づく住宅地造成事業が行われた、低層住宅を主体としたゆとりある良好な住環境が形成されている地区です。このような地区の特性を踏まえ、本地区計画では、現在の良好な住環境を維持・保全していくことを目標とします。

（２）土地利用の方針

沿道利用地区：Ａ－１地区、Ａ－２地区

大規模な店舗・事務所の立地を規制し、店舗・事務所等と調和した住環境を保護する地区とします。

低層戸建住宅地区：Ａ－３地区、Ｂ地区

既存の良好な低層住宅地の住環境を維持・保全する地区とします。

（３）建築物等の整備方針

建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定めます。

（４）地区整備計画の内容

地区整備計画において定められている内容は、裏面のとおりです。

（５）地区計画の決定年月日

当初決定　　平成１９年　８月２８日（新座市告示第２６５号）
変更決定　　平成２５年１２月２６日（新座市告示第４４３号）

その他の都市計画制限

●用途地域：第１種低層住居専用地域（100／60）･･･Ｂ地区
第１種住居地域（200／60）･･･Ａ－１地区、Ａ－２地区、Ａ－３地区※
（※Ａ－３地区は地区整備計画で容積率を 100%に制限しています）

●準防火地域：あたご地区全域

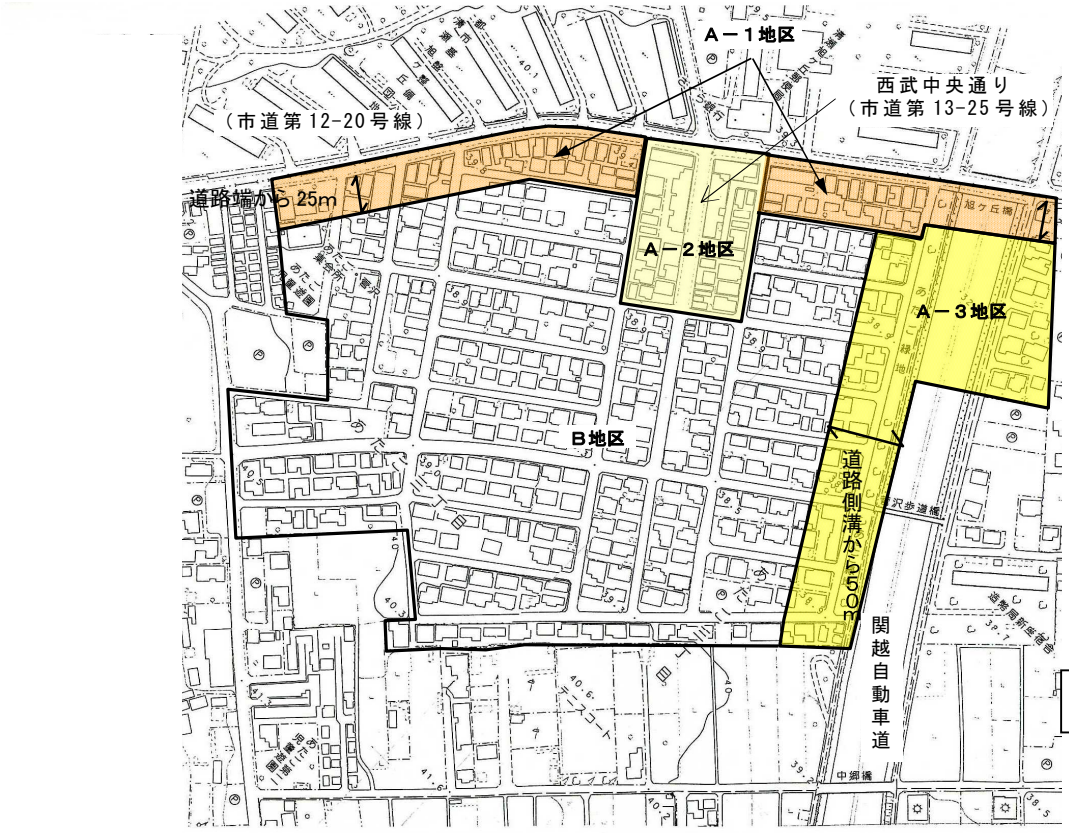
●高度地区（25m制限）：Ａ－１地区、Ａ－２地区、Ａ－３地区
（※地区整備計画で高さ制限を 10mに制限しています）

（４）地区整備計画の内容

名　　称 建築物等に関する事項	あたご地区地区計画			
地区の区分（名称、面積）	Ａ－１	Ａ－２	Ａ－３	Ｂ
建築物の用途の制限※１	**次に掲げる建築物は建築できません。** ⑴　工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品得製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が 50 ㎡以内のものを除く。） ⑵　自動車教習所 ⑶　畜舎		**建築できる建築物は、第１種低層住居専用地域（★）で建築できる建築物です。** ★　建築基準法別表第二（い）に定めるもの	―
建築物の敷地面積の最低限度※２	150 ㎡			
建築物の容積率の最高限度※３	―	―	100%	―
建築物の高さの最高限度※４	10m			―
壁面の位置の制限　道路境界線からの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から 50cm 以上（有効距離）			
壁面の位置の制限　隣地境界線からの距離				
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態又は色彩その他の意匠は、新座市景観計画表３に規定する景観形成基準及び表４に規定する色彩基準を遵守しなければならない。ただし、景観法第１６条第１項又は第２項による届出を行うものについては、適用しない。			
道路に面する側の垣又は柵の構造の制限	垣又は柵の構造については、次の各号に掲げるものとする。 ⑴　生け垣 ⑵　敷地地盤面から高さ 60 ㎝以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から 1.5m 以下のもの			

※1、2、3、4･･･「新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」（平成 20 年 7 月 1 日施行）の中で定められている項目

【担当】新座市 まちづくり未来部 都市計画課　Tel：048-424-9613（直通）/Fax：048-481-0500



平成２５年１２月編集